

# 美深町自殺対策行動計画

～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して  
令和6年～令和10年



いのち  
支える

令和6年7月

## 自殺対策ロゴマーク

人の横顔を4つ配置し、ゲートキーパーの役割となっている、

「気づき」・「傾聴」・「つなぎ」・「見守り」を表しています。

人のつながりが「いのち支える」という完結なメッセージとして

表現しています。



ロゴマーク「いのち支える」は、自殺対策のシンボルマークとして厚生労働省自殺対策推進室がデザイン・作成して、都道府県や市町村で活用されています。

はじめに

我が国の自殺対策は、平成 18 年に自殺対策基本法が制定されて以降、大きく前進しました。それまで「個人の問題」と認識されがちであった自殺は広く「社会の問題」と認識されるようになり、国を挙げて自殺対策を総合的に重視した結果、自殺者数は 3 万人台から 2 万人台に減少するなど、着実に成果をあげています。

しかし、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、状況に変化が生じています。特に中高年男性が自殺者数の大きな割合を占める状況は変わっていませんが、令和 2 年度には自殺の要因となりうる様々な問題が悪化したことなどにより、特に女性や小中高生の自殺者数が著しく増加し、総数は 11 年ぶりに前年を上回りました。令和 4 年には男性の自殺者数も 13 年ぶりに増加し、小中高生の自殺者数は過去最多となっています。

自殺者数が毎年 2 万人を超える水準で推移していることから、非常事態はいまだ続いていると言わざるを得ません。

平成 28 年に自殺対策基本法が改正され、自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべく、全ての市町村が「自殺対策行動計画」を策定することとされ、さらに令和 4 年に改正された自殺対策大綱では、自殺対策は社会における「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、「対人支援のレベル」、「地域連携のレベル」、「社会制度のレベル」それぞれにおいて強力に、かつ、それらを総合的に推進するものとされています。

自殺の多くは、経済や生活の問題をはじめ、健康や家庭の問題など様々な悩みが複雑に関係し、心理的に追い込まれた末の死であると考えられており、個人の問題として片付けられない社会的要因が背景にあります。

このため、自殺は社会の努力で避けることのできる死であるとの認識のもと、失業や多重債務、健康問題、家庭問題といった社会的リスクを減らし、同時に信頼できる人間関係づくりなど、自己肯定感を高めることができるような取組を推進し、また、他の関連施策との連携を強化しながら対策に取り組んでいくことが必要です。

本計画を町民の皆様や関係機関・団体の皆様にご理解いただき、自殺対策の本質が「生きることの包括的な支援」にあることを改めて確認し、「いのちを支える自殺対策」という理念を前面に打ち出して、「誰も自殺に追い込まれることのないまち」、「やさしいまち美深」を目指して自殺対策を推進します。

令和 6 年 7 月

美深町長 草野 孝治

## 目 次

はじめに

第1章 計画策定の趣旨	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画期間	1
4 計画の数値目標	1
第2章 美深町における自殺の現状と課題	2
1 美深町における自殺の現状	2
(1) 自殺者数の推移	2
2 自殺をめぐる分析	4
(1) 自殺の原因・背景について	4
(2) 美深町の自殺者の特徴と課題	6
3 これまでの取組と評価	6
第3章 自殺対策の基本的な考え方	7
1 自殺対策基本理念	7
2 基本方針	7
3 いのち支える自殺対策における取組	7
(1) 基本施策	8
(2) 重点施策	11
(3) 生きる支援関連施策	14
第4章 評価指標	21
1 評価指標	21
(1) 自殺対策全体の目標	21
(2) 基本施策に対する指標	21
(3) 重点施策に対する指標	21
第5章 自殺対策の推進体制	22
1 自殺対策推進体制	22
(1) 自殺対策推進本部	22

(参考資料)

- ・相談機関一覧
- ・参考資料
  - 資料1 自殺の原因背景について
  - 資料2 自殺の危険要因イメージ図
  - 資料3 自殺のリスクが高まる時
  - 資料4 三階層自殺対策連動モデル (TIS モデル)
  - 資料5 自殺に至るまでの期間について
  - 資料6 自殺予防の十箇条
- ・自殺対策基本法

## 第1章 計画策定の趣旨

### 1 計画策定の趣旨

わが国の自殺者数は、平成10年以降、年間の自殺者が3万人を超える水準で推移していましたが、平成18年に自殺対策基本法が制定されて以降、自殺対策を総合的に推進した結果、全国的に自殺者数は減少傾向となっています。しかし、依然として自殺者数は年間2万人を超える方が自ら命を絶つという深刻な状態が続いています。

北海道においても、国と同様に減少傾向はあるものの、自殺死亡率は全国平均を上回り、依然として毎年900人余りの方が自らの尊い命を絶つという深刻な事態が続いています。

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤独・孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。

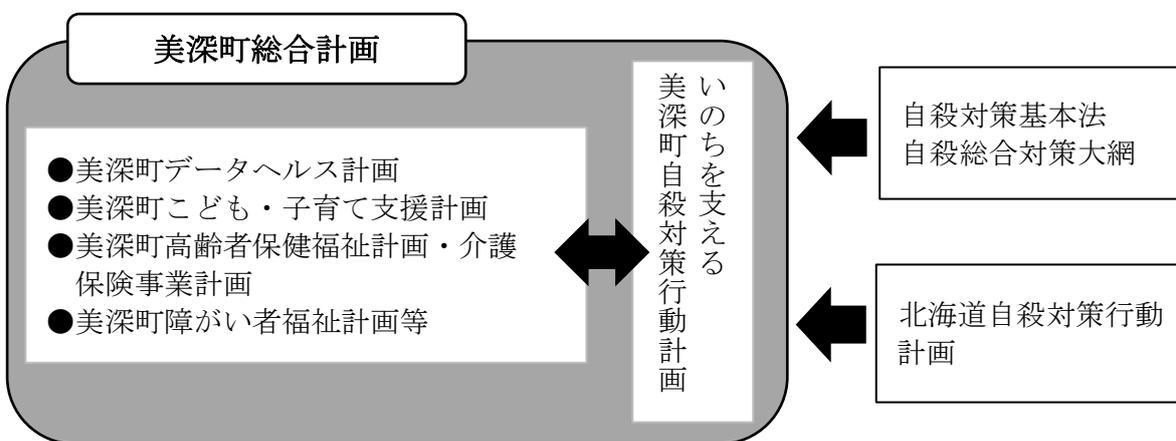
自殺は、個人の問題では片付けられない社会的要因がその背景に潜んでいることから、自殺対策は社会全体で取り組むことが大切です。

美深町では、総合計画において「未来へ続く 笑顔あふれるまち」を将来像に掲げ、まちづくりを推進しています。

すべての町民が、心も体も経済的にも、健やかに暮らすことができるまちにするため、「誰も自殺に追い込まれることのないまち」の実現を目指し、美深町全体で取組を推進するよう、本計画を策定します。

### 2 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項に基づき策定するもので、本計画は第4期北海道自殺対策行動計画及び美深町総合計画等の整合性を図るものです。



### 3 計画期間

本計画の推進期間は、令和6年度（2024）から令和10年度（2028）までの5年間とします。なお、計画は必要に応じて見直しを行います。

### 4 計画の数値目標

自殺総合対策大綱では、先進諸国の水準まで減少させることとして、今後10年間において平成27年の自殺死亡率18.5（10万対）と比較して30%以上減少させ、自殺死亡率13.0以下にすることとしています。

北海道においても国同様に30%以上の減少とし、平成28年の自殺死亡率17.5（10万対）と比較して令和9年までに自殺死亡率12.1以下を目標としています。

美深町においては自殺者数が少ないため、自殺に追い込まれることが一人もでないことを目標とします。

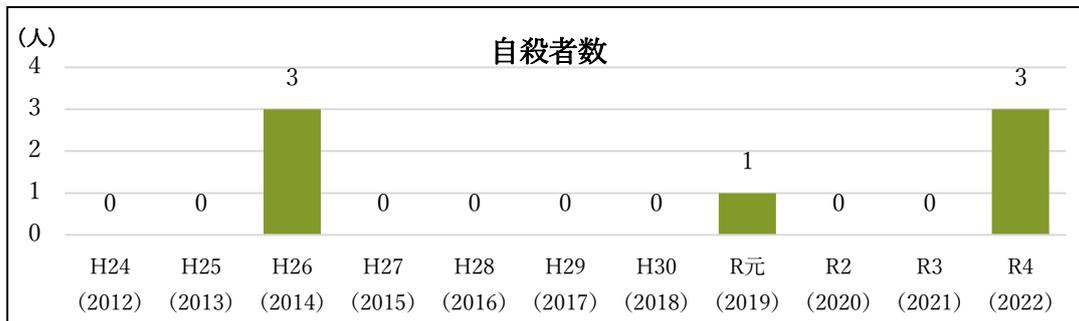
## 第2章 美深町における自殺の現状と課題

### 1 美深町における自殺の現状

#### (1) 自殺者数の推移

美深町の自殺者数は、平成24年（2012）～令和4年（2022）の11年間で7人でした。自殺者数0人の年も増えています。

#### ア 自殺者数



\* 地域自殺実態プロフィール付表4 2017～2023

#### イ 年代別性別自殺者数（H24（2012）～R4（2022））

年代	男性	女性	計
20歳未満	0人	0人	0人
20歳代	0人	0人	0人
30歳代	1人	0人	1人
40歳代	0人	0人	0人
50歳代	2人	0人	2人
60歳代	1人	0人	1人
70歳代	0人	0人	0人
80歳代以上	1人	2人	3人
計	5人	2人	7人

\* 地域自殺実態プロフィール付表4 2017～2023

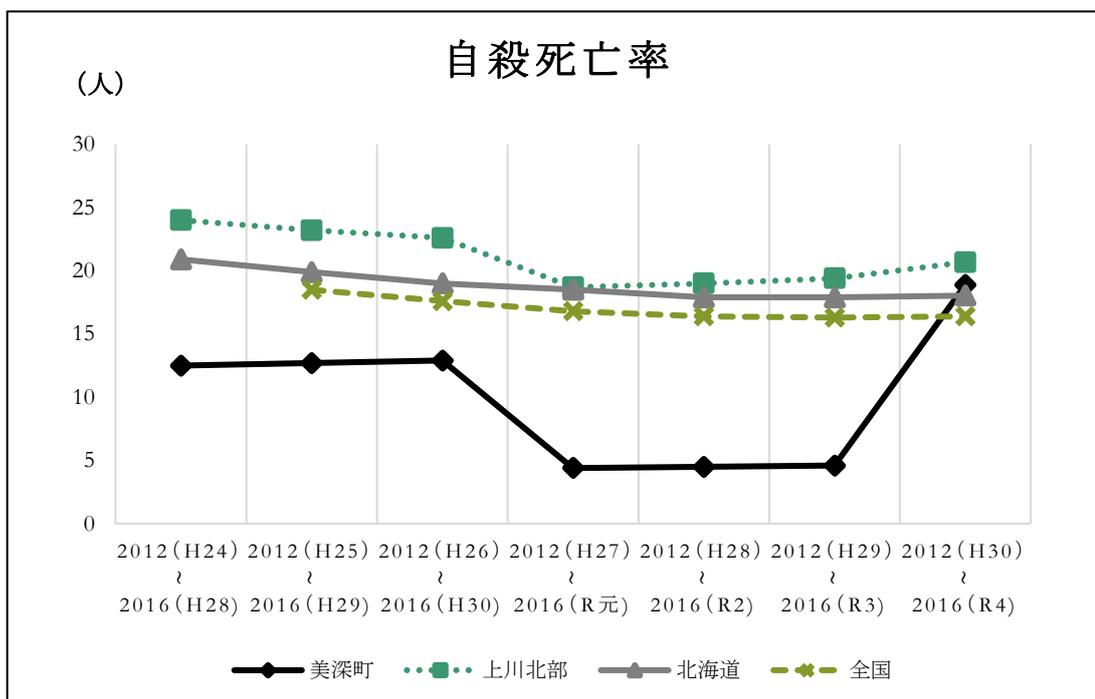
#### 【参考】

	警察庁自殺統計	厚生労働省人口動態統計
対 象	総人口（日本における外国人を含む）	国内日本人のみ
計上時点	自殺死体発見時点（認知時点）	死亡時点
計上方法	死体発見時に自殺、他殺、事故死のいずれか不明の時は、その後の調査等により自殺と判明した時点で計上する	自殺、他殺、事故死のいずれか不明の時は、自殺以外で処理しており、死亡診断書等作成者から自殺の訂正報告がない場合は自殺に計上しない

\* 地域自殺実態プロフィールの自殺の統計は「警察庁の自殺統計」と「厚生労働省の人口動態統計」があり、いずれの統計も暦年（1月～12月まで）であるため、「付表4 自殺者の推移」を活用

## ウ 自殺死亡率

地域自殺実態プロファイルによる自殺死亡率（10万対）の5年平均自殺死亡率は下がっていましたが、自殺者数の変動により死亡率が上がっている結果となっています。



\* 地域自殺実態プロファイル (2017~2023)

	美深町	上川北部	北海道	全国
2012 (H24) ~ 2016 (H28)	12.5	24.0	20.9	-
2013 (H25) ~ 2017 (H29)	12.7	23.2	19.9	18.5
2014 (H26) ~ 2018 (H30)	12.9	22.6	19.0	17.6
2015 (H27) ~ 2019 (R元)	4.4	18.7	18.5	16.8
2016 (H28) ~ 2020 (R2)	4.5	19.0	17.9	16.4
2017 (H29) ~ 2021 (R3)	4.6	19.4	17.9	16.3
2018 (H30) ~ 2022 (R4)	18.87	20.68	18.04	16.40

## エ 自殺者の背景にある主な危機経路

地域自殺実態プロファイルによると、自殺した7人の自殺までの主な危機経路をみると、7人中6人が自殺にいたる前はうつ状態でした。

区分	背景にある主な自殺の危機経路	人数
1	〇〇→〇〇→〇〇→〇〇→ <u>うつ状態</u> →自殺	6人
2	〇〇→〇〇→〇〇→〇〇→ <u>身体疾患</u> →自殺	1人

\* 地域自殺実態プロファイル 2017~2023

\* 経路については各々の背景があるため、簡略化して標記

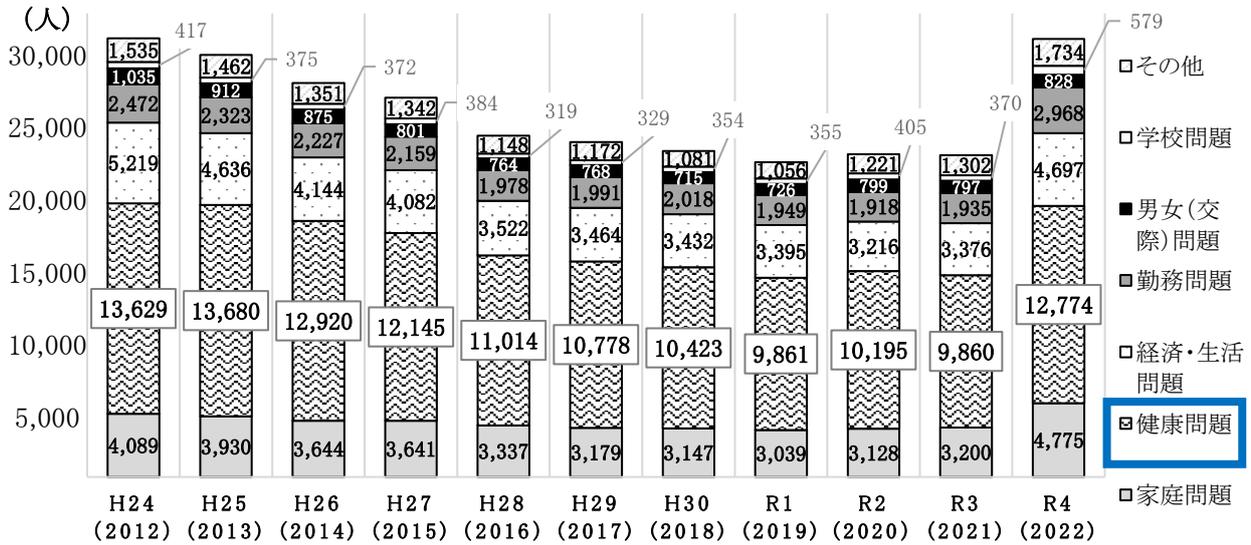
## 2 自殺をめぐる分析

### (1) 自殺の原因・背景について

#### ア 自殺の原因動機別自殺者数の年次推移

自殺の原因動機別自殺者数の年次推移からも「健康問題」が一番多く、次いで「家庭問題」「経済・生活問題」となっています。

### 自殺の原因・動機別自殺者数の年次推移



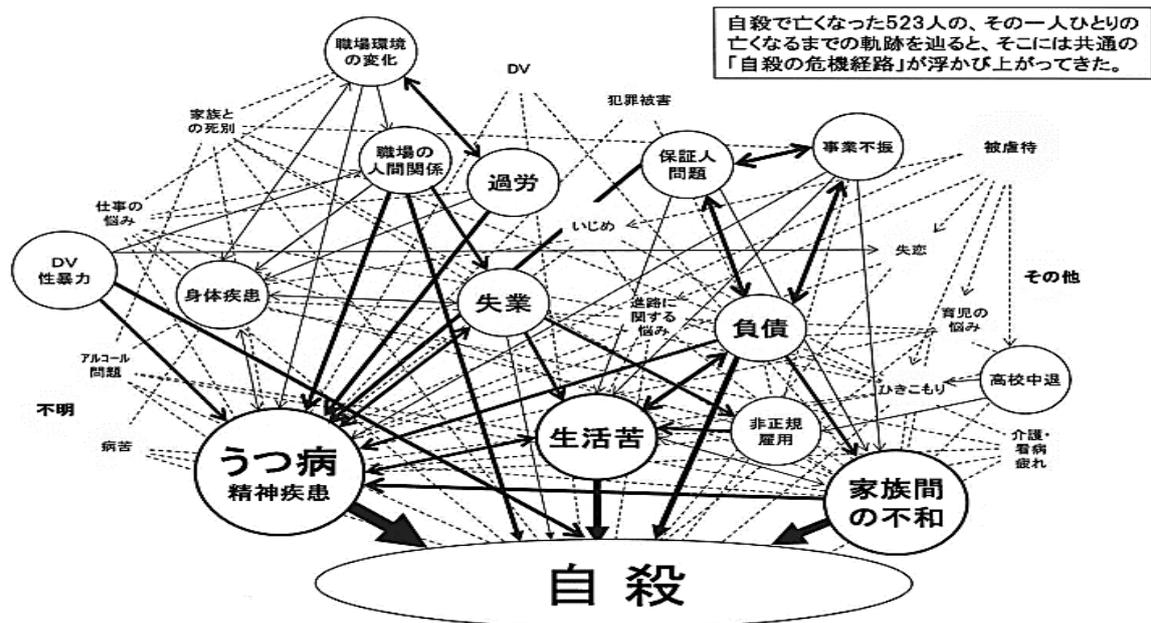
※自殺の原因・同期に関して、令和3年までは、遺書などの生前の言動を裏付ける資料がある場合に限り、自殺者一人につき3つまで計上可能としていたが、令和4年からは、家族などの証言から考える場合も含め、自殺者一人につき4つまで計上可能とされた。

\* 令和3~4年中における自殺の状況(厚生労働省自殺対策推進室)

資料:警察庁自殺統計原票データより厚生労働省作成

#### イ 自殺の危機経路

自殺に追い込まれる背景(危機経路)には、失業、身体疾患、生活苦やうつ病など様々な要因が複合的に絡まっていることがわかります。

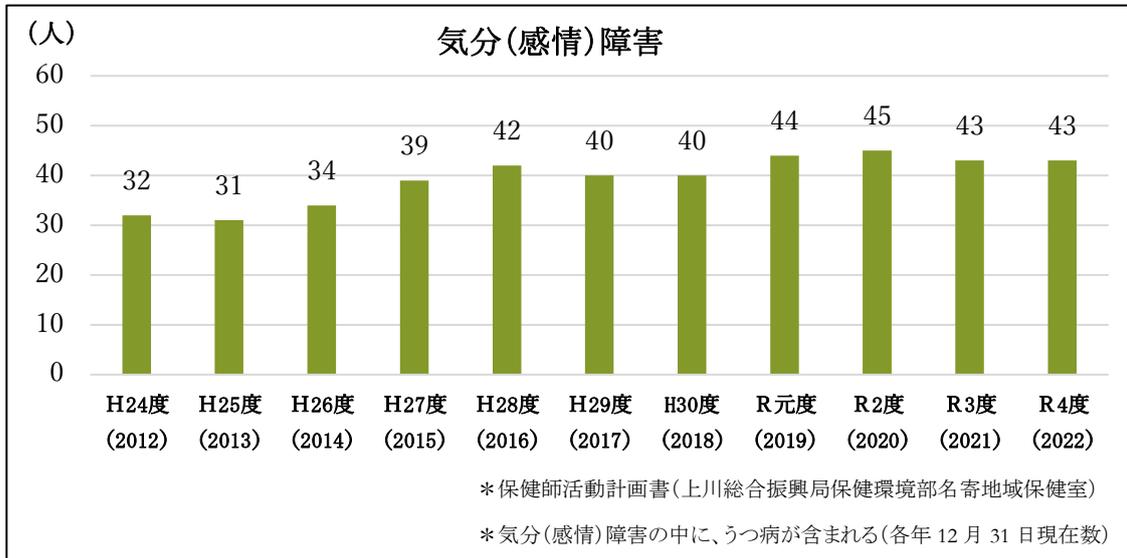


\* 自殺実態白書 2013(NPO法人ライフリンク発行)

## ウ 美深町の気分（感情）障がいの実態

名寄保健所統計によると、美深町気分（感情）障がい（うつ病含む）で自立支援医療（精神通院医療）を受給している数は、平成 24（2012）年を基準とすると約 1.4 倍に増加しています。

うつ病は症状が軽い時は本人も周りも気づかないことが多いため、発病していても受診に結び付いていない方が潜在します。うつ状態の時を早期に発見し、悪化しないような対応をすることが自殺対策には有効です。



## エ 美深町の事業所と従業者数の実態

令和 3 年経済センサス活動調査によると、美深町の事業所数は 269 か所で従業者は 1,985 人でした。そのうち、50 人未満の事業所は 259 事業所（96.3%）で、全国の 96.0%と同様に圧倒的大多数が 50 人未満の小規模事業所です。

50 人未満の小規模事業所については、ストレスチェック制度の義務がありません。

そのため小規模事業所のメンタルヘルス対策としての連携も今後自殺対策には有効です。

	総数	9人以下	10～49人	50～99人	100人以上	出向・派遣
事業所数（事業所）	269	216	43	3	2	5
従業者数（人）	1,985	691	870	174	250	-

(再掲)

	総数	50人未満の事業所
事業所数	269	259 (96.3%)
全国の事業所数	5,156,063	4,949,737 (96.0%)

\* 令和 3 年経済センサス活動調査

## (2) 美深町の自殺者の特徴と課題

いのち支える自殺対策推進センターで作成した地域自殺実態プロフィールによると、2014 (H24) ~2022 (R4) 年に自殺した方は7人でした。7人の自殺の特徴としては、7人中6人が自殺前にはうつ状態がありました。

うつ状態になる前の背景には、失業や死別・離別、身体不調や過労、介護の疲れ、借金からの生活苦など様々な背景がありました。

また、有職や無職、年代や性別に関係なくそれぞれの背景による経過によって、うつ状態となり自殺に至っています。

自分自身がうつ状態になっていないかどうか気づけることや家族、職場、地域など自分を取り巻く環境で誰かがうつ状態になっているかもしれない状態に早く気づくことができること（早期発見）、そして、うつ状態かもしれないときに受診を勧めることができること（早期治療）が重要です。

うつ状態は個人の問題だけではなく、うつ状態にならない環境をつくる意識や、周りがうつ状態になっている人を認識する意識を持つことが重要で、うつ状態の悪化予防が自殺対策の一つとなり得ます。

就労者のうつ状態を発見するきっかけとして、労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度が平成27年（2015年）12月に施行されました。しかし、ストレスチェック制度の実施が義務付けられているのは労働者50人以上の事業所です。

全国の事業所の圧倒的大多数は中小規模の事業所が多い現状にあります。

中小規模の事業所が多く、職場でメンタルヘルス対策を実施する専任スタッフを雇うことが難しい状況といえます。

50人未満の小規模事業所においては、メンタルヘルス対策をとれるよう関係機関との連携が求められます。

最後に美深町の自殺者には、こどもの自殺者はいませんでした。こどもが自殺することのないよう、こどもへの自殺対策も欠かせない取組です。

## 3 これまでの取組と評価

これまでの美深町の自殺対策としては、自殺予防週間に併せた広報での周知や名寄保健所管内で作成した自殺予防カードを保健センターに配置を実施しました。

平成30年度に上川北部精神保健大会にて「生涯を通じた心の健康づくり～身近に起きるうつ病のこと、地域で支える心の健康づくり～」と題した講演会を実施しました。

また、自殺の原因に健康問題が一番多いことから、健康問題の解決として健康診断の受診勧奨や生活習慣病予防のための保健指導を自殺対策として実施してきました。

他にも健康相談の実施、妊婦のメンタルヘルス支援、特定健診受診をきっかけに精神疾患を持つ人への介入、生活困窮者への健康問題解決への支援、元気アップサポーターの養成講座や認知症サポーター養成講座、カフェ等、高齢者への支援を実施、必要に応じ町内外の保健・医療・福祉・教育等の関係機関との連携を図ってきました。

また、学校ではアンケートによるいじめの早期発見予防への取組を実施しています。

今後は地域自殺実態プロフィールや各種統計をはじめ、客観的な分析を踏まえながら町民一人ひとりが「いのちを支える」自殺対策の一助を担えるような認識と、行動を意識化できる体制づくりを推進します。

### 第3章 自殺対策の基本的な考え方

#### 1 自殺対策基本理念

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があり、自殺に追い込まれるという危険は誰にでも起こり得ることであるととも、防ぐことが出来る社会的な問題であるといえます。

そのため、生きることの包括的な支援として、地域の住民や保健、医療、福祉、教育、労働、その他の関連機関が実施する取組が連携し合い、社会全体の自殺リスクを低下させるとともに、一人ひとりの生活を守るという姿勢が大切です。

美深町は、「町民一人ひとりが、かけがえのない命を大切にし、ともに支えあい、安心して暮らせる地域社会の実現」を本計画の基本理念とし、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指します。

#### 2 基本方針

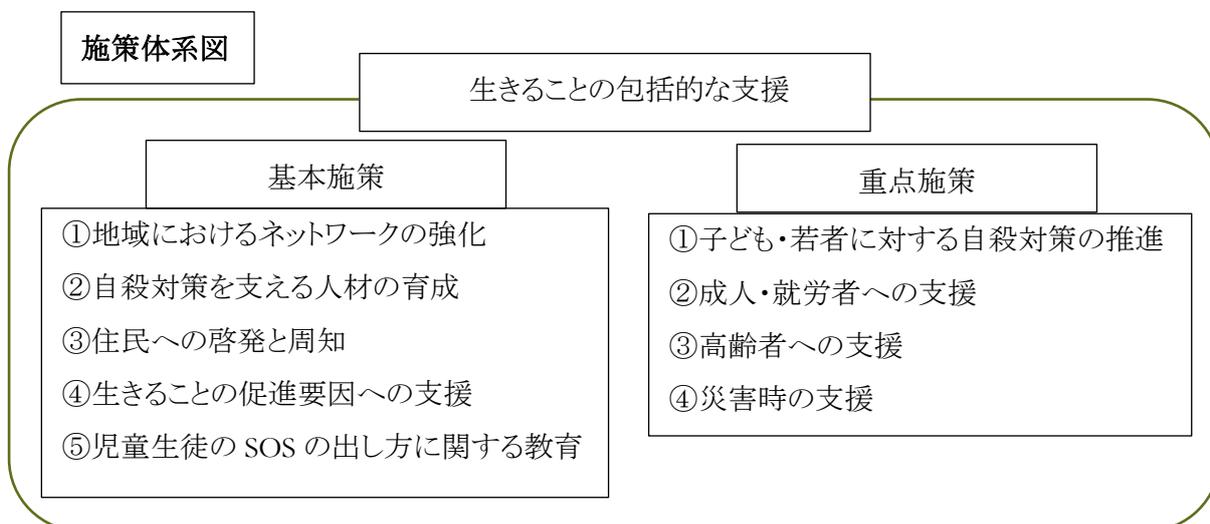
町は自殺対策基本理念を踏まえ、次の方針に基づき対策を進めます。

- (1) 生きることの包括的な支援を推進します
- (2) 実践と啓発を両輪として推進し、総合的に取り組みます
- (3) 国、北海道、美深町、関係団体、民間団体、企業及び町民の役割を明確化し、その連携・協力を推進します

#### 3 いのち支える自殺対策における取組

地域自殺実態プロファイルでは、「高齢者」、「勤務・経営」、「こども・若者」、「生活困窮者」に係る取組が推奨されました。町では子どもの頃から問題を抱えた時に対処する方法や、助けを求めることのできる相談・支援先についての正確な情報等をあらかじめ知っておくと、いざという時に役立つものと考え、こどもの頃からの支援を重点施策として取り組みます。具体的な事業については、各部署からの意見を聞きながらとりまとめます。

国の「自殺総合対策大綱」や北海道の「自殺対策行動計画」を踏まえ、美深町における保健・医療・福祉や教育、労働に関する機関・団体、警察、消防等と連携して、次の体系に基づく施策を総合的に推進します。



## (1) 基本施策

### ① 地域におけるネットワークの強化

自殺は、健康問題、経済・生活問題、人間関係やひきこもりなどの問題のほか、地域・職場環境の変化等、様々な要因とその人の性格傾向、家族の状況等が複雑に関係します。誰もが自殺に追い込まれることなく安心して生きられるよう、精神保健的な視点だけでなく社会的・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。

そして、包括的に取り組むために、医療、保健、福祉、教育、労働その他の様々な自殺対策に係る関係機関等の連携を図り、ネットワークを強化します。

また、既存の会議・協議会において、各分野での情報共有や対策の検討の際に、本人だけでなく自死遺族の方の支援も含めた視点で自殺対策に取り組みます。

事業名	自殺対策の取組を推進するために行うこと	担当部署 関係機関
自殺対策推進本部会議 【新規】	自殺対策を総合的に実施できるよう庁内関係部署の連携強化を図り、共通認識を持ちながら具体的な施策・事業の展開に向けた横断的な体制を推進する。 また、各機関と連携を取りながら、自殺対策の取組を促進し、顔の見える関係を構築する。	保健福祉課 (事務局)
地域包括支援センターの運営	要支援者へのマネジメントや地域ケア会議での困難事例検討において自殺リスクの高い方の情報等を把握し、関係機関への紹介や担当部署との連携を図る。	保健福祉課
民生委員・児童委員事務	民生委員・児童委員には、同じ住民という立場から気軽に相談できるという強みがあるため、地域で困難を抱えている人に気づき、適切な相談機関につなげる上で、地域の最初の相談窓口となる。	保健福祉課
保護司会補助金	犯罪や非行に走る人の中には、日常生活上の問題のほか、家庭や学校の人間関係にトラブルを抱えており、自殺のリスクが高い方も少なくないため、保護司が適切な支援先へとつなぐ等の対応を取る。	保健福祉課
母子保健対策事業 (要保護児童対策協議会)	要保護児童、特定妊婦、児童虐待を受けている子どもが必要な相談支援を受けられるよう関係機関との連携と情報共有と支援の検討を行う。	保健福祉課
障害者ケア会議	障害がある方とその家族が地域で安心して生活を送ることができるよう自殺対策の視点を加え検討する。	美深福祉会
高齢者虐待防止ネットワークの運営	高齢者ケアを行う家族の負担が大きい場合は、共倒れが生じる危険性があるため、ネットワーク構成員により、懸念のある世帯の情報を提供してもらい早期介入を行う。	保健福祉課
SOS ネットワークの運営	認知症のケアをする家族にかかる負担は大きなものがあり、介護の中で共倒れに至る危険性があるため、懸念のある世帯については、担当部署と情報共有のうえ、異変があった際は早期介入を行う。	保健福祉課

## ② 自殺対策を支える人材の育成

様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対して誰もが早期の「気づき」に対応できるように、地域での支えとなる町民や様々な職種を対象とした研修会を開催し、地域の人材の育成と関係機関の相談員の資質の向上を図ります。

事業名	自殺対策の取組を推進するために行うこと	担当部署 関係機関
ゲートキーパー研修 【新規】	周りの人の異変に気付くこと、またその場合に適切に行動できるよう様々な分野（町職員、民生委員、保健推進員、町民、商工業者等）の各関係団体を対象としたゲートキーパー研修会を開催し、生活面で深刻な問題を抱えている人に寄り添いながら支援できる人を増やす。	保健福祉課 総務課等 保健所
認知症サポーター養成講座	様々な職種や町民を対象に認知症について正しい理解を深め、認知症の人やその家族を温かく見守り応援する認知症サポーターを養成する。	保健福祉課
元気あっぷサポーター養成講座	精神的に不安定など気になる高齢者を従事者が発見した時に情報提供してもらい、早期に自殺の原因になる情報をキャッチする。	保健福祉課
職員の研修事業	職員研修に自殺対策に関する研修を導入する。	総務課

## ③ 町民への啓発と周知

自殺に追い込まれる人の心情や背景が理解されにくい現状があり、そうした心情や背景への理解を深め、自殺の問題は一部の人や地域だけの問題ではなく、誰でも当事者となり得る重大な問題であるということの意識の普及啓発を行います。

いのちや暮らしの危機に陥った場合には、誰かに援助を求めることが適切であるということが町民の認識となるように、積極的に自殺に関する正しい認識を広げます。

また、自殺を考えている人の存在に気づき必要な支援につなげるため、自殺予防の普及啓発と心の健康に関する相談窓口の周知活動を行います。

事業名	自殺対策の取組を推進するために行うこと	担当部署 関係機関
広報・公聴活動事業	「ゲートキーパーの役割」や「地域自殺対策の取組」等をメニューに加えることで住民への啓発の機会をつくる。	各課
行政の情報提供・広聴に関する事務 (広報等による情報発信)	住民が地域の情報を知る上で最も身近な情報媒体であり、自殺対策の啓発として、総合相談会や居場所活動などの各種事業・支援策などに関する情報を直接住民に提供する機会とする。	各課
健康増進事業 (健康相談・電話相談)	心身についての健康相談を実施し、必要に応じて専門機関に繋ぐ	保健福祉課
健康増進事業 (健康教育)	心の健康についての講話依頼を行う団体に対して集団指導を行い、うつ病・心の健康について情報を発信し普及啓発を行う。	保健福祉課
発達障害相談センターの相談事業	発達障害を抱えた人や家族は、日常生活で様々な生きづらさを抱え、自殺リスクの高い方もおり、相談の機会があることで、相談者の抱える	保健福祉課

	問題を把握し、適切な支援機関につなぐ機会とする。	
適正な課税と公平な徴収の推進 (納税相談)	納税相談に訪れ、生活面で深刻な問題を抱えている人に対し、必要に応じて他の相談窓口を案内する。	住民生活課

#### ④ 生きることの促進要因への支援

自殺対策には、個人においても社会においても「生きることの阻害要因」を減らす取組に加え、「生きることの促進要因」を増やす取組を行うことが必要です。

生活上の困りごとを察知し連携して解決を図る支援、相談や居場所づくり等に関する対策を推進します。

事業名	自殺対策の取組を推進するために行うこと	担当部署 関係機関
消費生活相談等事業	日常生活等において問題を抱えていることに対して解決に向けた相談・助言を行う。	住民生活課
子育て総合支援事業 (つどいの広場事業)	就学前の子をもつ保護者と子どもに対し、支援の場の提供や遊び場の開放、相談、子育てに関する講話の機会を提供し、家庭を含めた様々な問題点を察知し、必要な支援につなげる。	保健福祉課
各種健診・予防保健事業 (基本健診・各種がん検診)	健康の保持増進及び病気の早期発見早期治療を目的とした基本健診・各種がん検診を受けることにより、自らの健康の保持増進を図り、病苦を起因とした自殺リスクの軽減につなげる。	保健福祉課
健康増進事業 (生活習慣病予防事業)	健康診断結果から健康状態及び生活や精神状態の確認を行い、必要に応じて支援をすることで病苦を起因とした自殺リスクの軽減につなげる。	保健福祉課
高齢者への総合相談	相談内容から精神疾患等が疑われる場合は専門機関への紹介や担当部署との連携を図る。	保健福祉課
認知症カフェ (オレンジかふえ)	認知症の当事者やその家族と従事者が悩みを共有し、情報交換を行うことで参加者のストレス軽減の場とする。	保健福祉課
生涯学習環境事業	町民のライフスタイルに応じた学習機会の整備と充実を図り、生涯学習の中で、自殺対策講座を開講することで、情報の周知徹底と問題に対する住民の理解を促進する。	保健福祉課
障がい者相談員による相談業務	各種障がいを抱えて地域で生活している方は、生活上の様々な困難に直面する中で、自殺のリスクが高まる場合もあり、察知・把握したときに適切な支援先につなぐ等、相談員がつなぎ役としての役割を担う。	保健福祉課

#### ⑤ 児童生徒のSOSの出し方に関する教育の推進

教育現場と連携し、悩みを抱える児童生徒が、助けを求められる体制を整えるとともに、直面する問題に対処する力や生きていく力を身につけることができるように、心の健康づくりを推進します。

事業名	自殺対策の取組を推進するために行うこと	担当部署 関係機関
学校運営協議会事業	学校運営協議会を開催することにより、学校、家庭、地域が相互理解し、問題解消や悩みの早期発見と改善を図る。	教育委員会
特別支援教育推進事業	障がいのある児童生徒の活動支援を行うことにより、児童生徒及び保護者の悩みや負担軽減を図る。	教育委員会

## (2) 重点施策

### ① こども・若者に対する支援

これまで、本町において20歳未満の自殺者はいませんが、全国では、小中高生の自殺者が増えており、令和4年度の小中高生の自殺者は514人と過去最多となりました。若年層の死因に占める自殺の割合は高いことから若年層の自殺対策が課題となっています。

平成28年4月の自殺対策基本法の改正により、学校におけるSOSの出し方に関する教育の推進が盛り込まれ、更に令和6年6月には「こどもの自殺対策緊急強化プラン」において、こどもの自殺対策の柱として全国への設置を目指すことがうたわれ、令和4年10月に閣議決定された「自殺総合対策大綱」にも学校、教育委員会、町の自殺対策担当者ほか関係機関がチームとして連携して子どもの自殺対策にあたることのできる仕組みの設置や運営に関する支援を行い、自殺リスクが高い子どもへの緊急対応について相談を行える体制を構築するよう盛り込まれています。

「生きることの促進要因」には、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等があり、これらを増やすことで自殺リスクを低下させることができます。

孤立の防止、被害者支援、子どもを対象としたものなど、目的に応じた居場所づくりを推進し、困りごとや不安を抱えた人が地域とつながり、支援できる環境を整えます。

事業名	自殺対策の取組を推進するために行うこと	担当部署 関係機関
学校運営協議会事業	学校運営協議会を開催することにより、学校、家庭、地域が相互理解し、問題解消や悩みの早期発見と改善を図る。	教育委員会
特別支援教育推進事業	障がいのある児童生徒の活動支援を行うことにより、児童生徒及び保護者の悩みや負担軽減を図る。	教育委員会

### ② 成人・就労者への支援（生活困窮者・事業所・労働者）

生活困窮者は、単に経済的な問題だけでなく、心身の健康や家族等との人間関係、引きこもりなど、さまざまな問題を抱えていることが考えられ、自殺のリスクが高い傾向にあります。

生活困窮者自立支援制度に基づく支援と、自殺対策施策が緊密に連携し、経済や生活面のほか、心の健康などの視点も含めた包括的な支援を推進します。

町税及び各種料金徴収業務を通じ、生活困窮者の早期発見・対応と、無職者・失業などが抱える多様な問題に対する支援を推進します。

事業名	自殺対策の取組を推進するために行うこと	担当部署 関係機関
民生委員・児童委員事務 (再掲)	民生委員・児童委員には、同じ住民という立場から気軽に相談できるという強みがあるため、地域で困難を抱えている人に気づき、適切な相談機関につなげる上で、地域の最初の相談窓口となる。	保健福祉課
消費生活相談等事業 (再掲)	日常生活等において問題を抱えていることに対して解決に向けた相談・助言を行う。	住民生活課
適正な課税と公平な徴収の 推進 (納税相談) (再掲)	納税相談に訪れ、生活面で深刻な問題を抱えている人に対し、必要に応じて他の相談窓口を案内する。	住民生活課
ゲートキーパー養成講座 (再掲)	周りの人の異変に気付くこと、またその場合に適切に行動できるよう様々な分野(町職員、民生委員、保健推進員、町民、商工業者等)の各関係団体を対象としたゲートキーパー研修会を開催し、生活面で深刻な問題を抱えている人に寄り添いながら支援できる人を増やす。	保健福祉課
各種健診・予防保健事業 (基本健診・各種がん検診) (再掲)	健康の保持増進及び病気の早期発見早期治療を目的とした基本健診・各種がん検診を受けることにより、自らの健康の保持増進を図り、病苦を起因とした自殺リスクの軽減につなげる。	保健福祉課
健康増進事業 (生活習慣病予防事業) (再掲)	健康診断結果から健康状態及び生活や精神状態の確認を行い、必要に応じて支援をすることで病苦を起因とした自殺リスクの軽減につなげる。	保健福祉課

### ③ 高齢者への支援

高齢者は経済的な問題を抱えやすく、また身体的・心理的な理由から閉じこもりやうつ状態になりやすいことや地理的環境から冬季間の積雪により、孤立・孤独に陥りやすいことから、地域包括ケアシステムの構築や地域福祉事業者と連携した事業を進める必要があります。

高齢者特有の課題を踏まえつつ、多様な背景や価値観に対応した支援、働きかけが必要なため、様々な社会資源を活用し、健康問題の悪化防止及び居場所づくりなど、孤立化しない地域づくりに向け、民生委員や地域ボランティアなどとともに包括的な支援を推進します。

事業名	自殺対策の取組を推進するために行うこと	担当部署 関係機関
健康増進事業 (健康相談・電話相談) (再掲)	心身についての健康相談を実施し、必要に応じて専門機関に繋ぐ。	保健福祉課
健康増進事業 (健康教育) (再掲)	心の健康についての講話依頼を行う団体に対して集団指導を行い、うつ病・心の健康について情報を発信し普及啓発を行う。	保健福祉課

健康増進事業 (生活習慣病予防事業) (再掲)	健康診断結果から健康状態及び生活や精神状態の確認を行い、必要に応じて支援をすることで病苦を起因とした自殺リスクの軽減につなげる。	保健福祉課
民生委員・児童委員事務 (再掲)	民生委員・児童委員には、同じ住民という立場から気軽に相談できるという強みがあるため、地域で困難を抱えている人に気づき、適切な相談機関につなげる上で、地域の最初の相談窓口となる。	保健福祉課
高齢者の健康づくりと地域交流の場の充実	現在ある老人クラブや COM カレッジ 110 美深大学、グループ活動、サロン事業などについて周知し、孤立を防ぎ、生きがいのある生活ができるよう支援する。	保健福祉課
地域包括支援センター・関係機関との連携	地域で暮らす高齢者の個別課題について把握し、関係機関がケア会議等で共有、連携することで自殺に追い込まれないよう支援する。	保健福祉課
元気あっぷサポーター養講座 (再掲)	精神的に不安定など気になる高齢者を従事者が発見した時に情報提供してもらい、早期に自殺の原因になる情報をキャッチする。	保健福祉課

#### ④ 災害時の支援

防災担当者と連携し必要物品の準備や高齢者、障がい者などの要援護者がスムーズに避難生活を送れるように名簿の管理を行い、避難時に早期に心のケアが実施できるよう、名寄保健所と連携し支援体制を構築、推進します。

### (3) 生きる支援関連施策

#### ア 人と自然が調和する快適で安全なまち

事業名	事業概要	自殺対策の取組を 推進するために行うこと	主な対象	担当 課・係	基本施策				重点施策				
					ネット ワーク	人材育 成	啓発と 周知	生きる 支援	児童生 徒	子ども ・若者	成人・ 就労者	高齢者	災害時
循環型社会 推進事業	ごみ収集運搬事業	▼ごみ収集運搬事業において、家庭のごみ収集の際に、ゴミが排出されなくなった家庭を把握することで、自殺企図の可能性を早期に察知する。	全町民	住民生活課 生活環境 G	●					●	●	●	
水道料金徴 収業務	料金滞納者に対する料金徴 収業務	▼滞納者の生活状況の把握に努め、分納等の対応を行う際に、自殺に関連する情報を関係部署につなげる。	生活困窮 者	建設水道課 水道住宅 G 上下水道係	●			●		●	●	●	●
町道施設整 備事業	道路橋りょう施設保全に関 する事業	▼道路維持委託業者において巡回時に、自殺企図行動をしようとしている方を早期に発見し相談機関に結び付ける。	全町民	建設水道課 建設林務 G 維持管理係	●								●
公営住宅長 寿命化事業	自己所有住宅の維持管理が 難しくなってきた高齢者世 帯に対する公営住宅等への 入居誘導	▼除雪等困難な高齢者世帯について、公営住宅等に誘導することで、それらの問題の解決を図る。	高齢者世 帯	建設水道課 水道住宅 G 上下水道係	●			●				●	
	住宅に困窮する低所得者に 対して低廉な家賃で賃貸す ることにより、住民生活の 安定と社会福祉の増進に寄 与	▼住宅困窮者に対する相談内容について情報共有を図り、最適な住居に入居できるよう対応する。	住宅困窮 者	建設水道課 水道住宅 G 上下水道係	●			●		●	●		
	公営住宅等の維持管理業務	▼入居者の使用実態の把握に努め、適正な住宅使用の指導等を行い、退去時の修繕費の発生を抑えつつ、実態把握の際に自殺に関連する情報を関係部署につなげる。	公営住宅 等入居者	建設水道課 水道住宅 G 住宅係	●			●			●	●	●
公営住宅事 務	公営住宅等の使用料徴収業 務	▼滞納者の生活状況の把握に努め、分納等の対応を行う際に、自殺に関連する情報を関係部署につなげる。	公営住宅 等入居者	建設水道課 水道住宅 G 住宅係	●			●		●	●		
公園緑地管 理事業	・公園の管理に関する事業 ・公園施設の維持補修に関 する事業 ・公園等の整備に関する事 業	▼指定管理者において、公園施設の巡回時に自殺企図行動をしようとしている方を早期に発見し相談機関に結び付ける。	全町民	建設水道課 建設林務 G 建築係	●								●
搬送事例検 討会	搬送事例を都度検討し、救 命率の向上等を目指す	▼死亡症例以外の搬送症例を検討することで、自殺企図後の対応について関係機関と連携を図り再発予防につなげる。	救急隊員	消防署	●		●					●	●
消防団活動 の推進	救急救命士及び救急隊員の 育成	▼精神疾患の知識等を再認識し、自殺対策への対応、スキルの向上を図る。	救急隊員	消防署		●							
消費生活相 談等事業	住民の相談事業	▼日常生活等において問題を抱えていることに対して解決に向けた相談・助言を行う。	全町民	住民生活課	●	●	●	●		●	●		
人権啓発事 業	住民の相談事業	▼人権に関する日常の問題を人権擁護委員に相談することで解決につなげる。	全町民	住民生活課 生活環境 G 戸籍年金係		●	●						
交通安全事 業	交通安全啓発事業	▼交通事故の加害者や被害者になることを未然に防止するための啓発を行う。	全町民	住民生活課 生活環境 G 環境生活係	●		●						●
防犯対策事 業	防犯対策啓発事業	▼詐欺等の被害を未然に防ぐための啓発を行う。	全町民	住民生活課 生活環境 G 環境生活係	●		●						
無料法律相 談事業	住民の相談事業	▼日常生活において問題を抱えている方に対して法律の視点から問題解決に向けた取組を行う。	全町民	住民生活課 生活環境 G 環境生活係	●		●			●	●		

## イ 地域産業の新たな飛躍へ挑戦するまち

事業名	事業概要	自殺対策の取組を 推進するために行うこと	主な対象	担当 課・係	基本施策					重点施策			
					ネット ワーク	人材育 成	啓発と周 知	生きる支 援	児童生徒	子ども・若 者	成人・就労 者	高齢者	災害時
森林管理に 関する事業	・森林管理に関する事業 ・森林整備に関する事業	▼森林管理巡視を実施することで、自殺企図行動をしようとしている方を早期に発見し相談機関に結び付ける。	全町民	建設水道課 建設林務 G	●								●
勤労者福祉 資金貸付事 業	住民の生活安定のため、差し迫って必要とする生活資金を迅速かつ低利で貸付	▼資金の貸与時に、当人と対面し聞き取り等を行う機会があれば、困難な状況に陥った背景や原因等を把握し、支援先につなげる。	全町民	企画商工観 光課 経済産業 G 商工観光係	●		●	●		●	●		

## ウ 次代を生き抜く力と豊かな心を育むまち

事業名	事業概要	自殺対策の取組を 推進するために行うこと	主な対象	担当 課・係	基本施策					重点施策			
					ネット ワーク	人材育 成	啓発と周 知	生きる支 援	児童生徒	子ども・若 者	成人・就労 者	高齢者	災害時
幼児センタ ー運営事業	幼児教育・保育事業 ・0～2歳児の保育 ・3～5歳児の教育・保育	▼多様化する保護者の就労状況や家庭環境に対応するための保育機能の充実を図るとともに、保育・育児相談を実施し、保護者の子育ての悩み等の解消につなげる。	子育て世 代の親	幼児センタ ー						●			
子育て支援 事業	子育て支援事業 ・一時保育 ・預かり保育 ・時間外保育 ・子育て支援室	▼安心して子どもを預けられる環境を整え、子育て支援室を中心に、遊びの広場、仲間づくり、子育てに対する不安や悩みの解消に向けた相談等を実施する。	子育て世 代の親	幼児センタ ー	●			●		●			
山村留学推 進事業	山村留学制度推進	▼山村留学を通じ、小規模校の特色を活かした教育や地域住民との交流の中から、子どもたちの潜在的な悩みなどを察知し、早期相談につなげる。	山村留学 生	教育委員会 教育 G 学校教育係	●					●			
青少年教育 交流事業	教育交流事業	▼次世代を担う青少年の人格形成や青少年リーダーの育成を行うなか、子どもたちの潜在的な悩みなどを察知し、早期相談につなげる。	小中学生	教育委員会 教育 G 学校教育係	●	●				●			
児童生徒就 学支援事業	・児童生徒就学支援事業 ・育英資金事業	▼就学困難と認められる児童生徒保護者への負担軽減、育英資金事業による教育の機会均等を図ることにより、家庭が抱える悩みの軽減を図る。	児童生徒 保護者	教育委員会 教育 G 学校教育係				●		●			
教育活動・ 研究推進事 業	教育推進事業	▼児童生徒への学習機会の均等を図ることから、検定費用の一部を助成することにより、家庭への負担軽減を図る。	児童生徒 保護者	教育委員会 教育 G 学校教育係	●		●	●	●	●			
スクールバ ス事業	スクールバス運行業務	▼辺地における幼児、児童及び生徒の交通手段の確保、地域住民の福祉の向上を図ることにより、移動手段の問題が解消され心身の負担軽減を図る。	児童生徒 保護者 全町民	教育委員会 教育 G 学校教育係	●			●	●	●			
学校給食運 営事業	給食の提供	▼給食の提供により、適切な栄養摂取による児童生徒の心身の健全な育成、家庭への負担軽減が図られ、食に対する子育ての悩み等を解消する。	児童生徒 保護者	教育委員会 教育 G 学校教育係	●			●	●	●			
学校施設整 備	学習環境の整備	▼学校施設整備を計画的に推進することにより、児童生徒の危険回避、環境面と衛生面の向上により、心身のストレス軽減を図る。	児童生徒 保護者 全町民	教育委員会 教育 G 学校教育係	●			●	●	●			

教育環境整備	学習環境の整備	▼学習環境整備を計画的に推進することにより、児童生徒の学習能力の向上、授業の充実と能力の向上が図られ、児童生徒及び教職員のストレスの軽減につなげる。	児童生徒 保護者 全町民	教育委員会 教育 G 学校教育係	●			●	●	●						
学校運営協議会事業	学校運営協議会の開催	▼学校運営協議会を開催することにより、学校、家庭、地域が相互理解し、問題解消や悩みの早期発見と改善を図る。	児童生徒 保護者 全町民	教育委員会 教育 G 学校教育係	●			●	●	●						
特別支援教育推進事業	特別支援教育の推進	▼障がいのある児童生徒の活動支援を行うことにより、児童生徒及び保護者の悩みや負担軽減を図る。	児童生徒 保護者 全町民	教育委員会 教育 G 学校教育係	●				●	●						
高等学校教育推進事業	・美深高等学校教育振興協議会負担金 ・美深高等学校卒業生奨学金 ・美深高等養護学校協力会事業補助金	▼道立学校の存続支援により、一定数の生徒が確保され、次代を生き抜く力と豊かな心を育む。	生徒 保護者	教育委員会 教育 G 学校教育係	●				●	●						
家庭・地域教育推進事業	・親子食育料理教室 ・親子ふれあいフェスタ	▼親子間の共通話題やふれあいによる親子の絆を深め、子育ての悩み等の解消につなげる。	全町民 ※主に子育て世代の親子	教育委員会 教育 G 社会教育係	●				●	●						
放課後健全育成事業	・児童館運営 ・放課後児童クラブ ・放課後子ども教室	▼多様な家庭環境のニーズに対応するため、児童館、児童クラブ、子ども教室により、放課後や休日に子供たちが安心して過ごすことができる居場所づくりを推進し、子どもたちの潜在的な悩みなどを察知し、早期相談につなげる。	小中学生	教育委員会 教育 G 社会教育係	●				●	●						
生涯学習環境事業	・生涯学習教室 ・公民館講座 ・COMカレッジ 110 美深大学	▼町民のライフスタイルに応じた学習機会の整備と充実を図り、生涯学習の中で、自殺対策講座を開講することで、情報の周知徹底と問題に対する住民の理解を促進する。	全町民	教育委員会 教育 G 社会教育係	●		●	●			●	●				
図書室運営事業	・図書購入事業 ・図書室スタンプラリー ・読書感想文コンクール	▼図書室の蔵書充実、利用しやすい環境整備を推進し、自殺対策強化月間等の際に、町民に対する情報提供の場として利用する。	全町民	教育委員会 教育 G 社会教育係				●	●	●			●			
青少年健全育成事業	青少年育成協議会事業	▼青少年育成協議会、青少年問題協議会において、青少年層の抱える問題や自殺の危険等に関する情報を共有し、実務上の連携の基礎を気付く。	小中学生	教育委員会 教育 G 社会教育係	●		●		●	●	●					
芸術・文化活動事業	・文化ホール自主事業 ・文化ホール助成事業	▼町民が優れた芸術文化に広く触れる機会と鑑賞機会の充実により、外出機会が確保されて心身のリフレッシュ効果を高める。	全町民	教育委員会 教育 G 社会教育係				●	●	●	●	●				
スポーツ推進事業	・町民大運動会 ・町民健康マラソン大会 ・全町ミニバレーボール大会 ・各種スポーツ教室	▼町民の交流・親睦を図り、地域の活性化やスポーツを通じ、心のリフレッシュと、体の健康維持を促進する。	一般町民	教育委員会 教育 G 体育振興係				●		●	●	●				
スポーツ団体育成事業	・美深町スポーツ協会運営事業補助（大会開催補助含む） ・NPO法人びふかスポーツクラブ運営事業補助	▼美深町スポーツ協会を中心とするスポーツ競技団体の育成、NPO 法人びふかスポーツクラブによる多様な町民ニーズに応じたスポーツ機会の提供等により、町民の健康増進やスポーツ活動を通じた元気で明るいまちづくりにより、自殺リスク軽減につなげる。	一般町民	教育委員会 教育 G 体育振興係	●		●		●	●	●	●				
こどもスポーツ未来基金	こどもスポーツ未来基金	▼青少年のスポーツ・文化活動全般を助長し、広くスポーツ・文化に親しめる環境をつくり、スポーツ・文化活動を通じて、青少年が抱える問題解消や悩みの早期発見と改善を図る。	18歳以下の町民	教育委員会 教育 G 体育振興係	●		●		●	●						

## エ 健やかに安心して暮らせるまち

事業名	事業概要	自殺対策の取組を 推進するために行うこと	主な対象	担当 課・係	基本施策					重点施策			
					ネット ワー	人材 育成	啓発 と周知	生 きる 支 援	児 童 生 徒	子 ど も ・ 若	成 人 ・ 就 労 者	高 齢 者	災 害 時
健康づくり の推進	健康増進事業 (健康相談・電話相談含 む)	▼心身についての健康相談を実施し、 必要に応じて専門機関に繋ぐ。	全町民	保健福祉課 保健福祉G 保健係	●		●	●		●	●	●	●
	健康増進事業 (健康教育)	▼心の健康についての講話依頼を行う 団体に対して集団指導を行い、うつ病・ 心の健康について情報を発信し普及啓 発を行う。	全町民	保健福祉課 保健福祉G 保健係	●	●		●		●	●	●	●
	健康増進事業 (生活習慣病予防事業)	▼健康診断結果から健康状態及び生活 や精神状態の確認を行い、必要に応じ て支援をすることで病苦を起因とした 自殺リスクの軽減につなげる。	全町民	保健福祉課 保健福祉G 保健係				●	●		●	●	●
	指定難病患者等通院交通費 助成事業	▼指定難病、特定疾患、小児慢性特定疾 患のための通院・入院交通費の一部助 成により、経済苦に起因した自殺リス クの軽減につなげる。	特定医療 費（指定 難病）受 給者証、 特定疾患 医療受給 者証、小 児慢性特 定疾病医 療受給者 証の交付 を受けて いる者	保健福祉課 保健福祉G 保健係						●	●	●	●
各種健診・予 防保健事業	基本健診・各種がん検診	▼健康の保持増進及び病気の早期発見 早期治療を目的とした基本健診・各種 がん検診を受けることにより、自らの 健康の保持増進を図り、病苦を起因と した自殺リスクの軽減につなげる。	全町民	保健福祉課 保健福祉G 保健係				●	●		●	●	●
地域医療・福 祉体制整備 事業	美深町保健師等修学資金及 び就業一時金貸付制度 (修学資金の貸付) (就業一時金の貸付)	▼保健師等の修学に必要な資金を貸付 し、安定した人材の確保のほか、経済的 支援を図る。 ▼保健師等の就業時に必要な一時金を 貸付し、安定した人材の確保のほか、経 済的支援を図る。	保健師 看護師 准看護師 社会福祉士 精神保健福 祉士 介護福祉士	保健福祉課 保健福祉G 保健係	●		●				●		
母子保健対 策事業	母子保健事業 (母子健康手帳交付)	▼妊婦に母子健康手帳を交付する機会 の中で、妊娠期から産後うつのリス クを早期に把握する。	妊婦	保健福祉課 保健福祉G 保健係	●						●		
	母子保健事業 (妊婦健康診査費用助成)	▼妊娠前期・中期・後期に妊婦健康診査 受診券を発行し、妊婦健康診査に係る 経済的支援と面談の機会を得ること で、様々な問題点を早期に察知し、必要 な支援につなげる。	妊婦	保健福祉課 保健福祉G 保健係	●		●	●			●		
	母子保健事業 (妊婦健康相談)	▼妊娠初期・中期・後期の妊婦健康相 談、栄養相談、電話相談を実施。妊娠期 の面談を通して、メンタル面の変化を とらえ、産後うつのリスクを早期に把 握する。	妊婦	保健福祉課 保健福祉G 保健係	●		●	●			●		
	母子保健事業 (産婦健康診査費用助成)	▼産後2週間健診及び産後1か月健診 の費用助成と、エジンバラ質問紙票を 活用した面談により、産後うつの早期 発見と早期介入、関係機関との連携を 図る。	産後1か 月前後ま での産婦	保健福祉課 保健福祉G 保健係	●		●	●			●		
	母子保健事業 (産後ケア)	▼産後1年未満の母子への育児支援の から家庭やその他の様々な問題点を察 知し、必要な支援につなげる。	産後1年 未満の母 子	保健福祉課 保健福祉G 保健係	●		●	●			●		

	母子保健事業 (乳幼児健診)	▼1 か月健診を実施する医療機関が診察の際に保護者や家族の子育て環境や異変に気づき、町に報告する。 ▼4、7、10、13 か月児、1歳6か月児、3歳児、5歳児健診にて、保護者や家族との面談時に、子育てやその環境における問題や異変に気づき、必要に応じて関係機関につなげる。	1、4、7、10、13 か月児、1歳6か月児、3歳児、5歳児とその保護者	保健福祉課 保健福祉G 保健係	●		●	●										
	子育て総合支援事業 (妊産婦・新生児等訪問指導等)	▼全妊産婦と新生児、乳幼児の相談・訪問を実施することで、母子の健康保持増進を支援し、産後うつや育児ストレスの早期発見・予防し、必要時、関係機関との連携を図る。	妊産婦新生児等	保健福祉課 保健福祉G 保健係	●		●	●										
	子育て総合支援事業 (乳幼児健康相談・栄養相談)	▼保健師・助産師・栄養士による(来所・電話・訪問含む)親子の健康相談、発達相談を実施し、子育てやその環境における問題や異変に気づくことで、必要時関係機関と連携し、親の自殺リスクの軽減につなげる。	乳幼児期にある保護者	保健福祉課 保健福祉G 保健係	●			●										
	子育て総合支援事業 (離乳食教室)	▼離乳食の講義や調理実習を通して、親子の悩みを聞き取る機会となり、家庭内の問題点について察知し、必要な支援先につなげる。	4か月児～1歳6か月児の保護者	保健福祉課 保健福祉G 保健係	●			●		●								
	子育て総合支援事業 (ブックスタート事業)	▼4か月児健診にて絵本を配布。絵本の読み聞かせについての意義を説明する機会を持つ中で、家庭内の問題点について察知し、必要な支援先につなげる。	4か月児の保護者	保健福祉課 保健福祉G 保健係	●			●		●								
	子育て総合支援事業 (つどいの広場事業)	▼就学前の子をもつ保護者と子どもに対し、支援の場の提供や遊び場の開放、相談、子育てに関する講話の機会を提供し、家庭を含めた様々な問題点を察知し、必要な支援につなげる。	就学前の子どもとその保護者	保健福祉課 保健福祉G 保健係	●			●		●								
	子育て総合支援事業 (要保護児童対策協議会)	▼要保護児童、特定妊婦、児童虐待を受けている子どもが必要な相談支援を受けられるよう関係機関との連携と情報共有と支援の検討を行う。	要保護児童 特定妊婦 虐待児	保健福祉課 保健福祉G	●			●	●	●								
こどもを産み育てるため経済支援	不妊症治療費補助事業助成 不妊症に係る治療費の助成 (保険適用分の自己負担額) (先進医療分の自己負担額)	▼不妊治療に関する相談や治療における経済的支援を実施し、不妊にかかる問題状況の聞き取りの中から、様々な問題について察知し、必要な支援先につなげる。	妊娠を希望する夫婦	保健福祉課 保健福祉G 保健係	●	●		●										
児童手当支給事業	児童手当支給事業 児童扶養手当受付窓口	▼家族との離別・死別を経験している方は自殺のリスクが高まる場合があり、扶養手当の受付事務の機会を自殺のリスクを抱えている可能性がある方の接触窓口として活用する。	対象者	保健福祉課 保健福祉G 福祉係	●			●	●	●								
医療費助成事業	重度・ひとり親・乳幼児医療費等助成事業 重度・ひとり親・乳幼児医療費の助成	▼重度・ひとり親・乳幼児医療費の申請や助成時に相談等の機会が確保できる。	支給対象者	住民生活課 生活環境G 国保医療係				●		●	●							
特別養護老人ホーム改修事業	65歳以上で経済的理由等により自宅で生活が困難な高齢者への入所	▼老人ホームへの入所手続きの中で、当人や家族等と接触の機会があり、問題状況等の聞き取りができれば、家庭での様々な問題について察知し、必要な支援先につなげる。	対象者	保健福祉課 保健福祉G 福祉係	●			●										●
権利擁護の仕組みづくり	安心生活センターとの情報共有 福祉サービス等の相談受付	▼判断能力に不安を抱える方の中には、精神疾患や知的障害などを有し、自殺のリスクが高い方も含まれる可能性があるため、当事者と接触する機会の中で自殺のリスクが高い人の情報を共有し、支援につなげる。	全町民	保健福祉課 保健福祉G 福祉係	●			●	●	●	●	●						
高齢者への総合相談	高齢者からの相談において、各種サービスの案内や関係機関への取次ぎを行い課題を解決	▼相談内容から精神疾患等が疑われる場合は専門機関への紹介や担当部署との連携を図る。	高齢者	地域包括	●		●	●					●	●	●			

地域包括支援センターの運営	要支援者への支援及び地域ケア会議の運営	▼要支援者へのマネジメントや地域ケア会議での困難事例検討において自殺リスクの高い方の情報等を把握し、関係機関への紹介や担当部署との連携を図る。	要支援・要介護高齢者	地域包括	●	●	●	●					●	●	●
認知症サポーター養成講座	誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指して、認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援する認知症サポーターの養成	▼様々な職種や町民を対象に認知症について正しい理解を深め、認知症の人やその家族を温かく見守り応援する認知症サポーターを養成する。	認知症高齢者及びその家族	地域包括	●	●	●	●					●	●	●
認知症カフェ	認知症の当事者やその家族、認知症に関心のある方、従事者など地域で認知症に関心を持つ住民が気軽に集える場を開設することにより気分転換や情報交換の機会の提供	▼認知症の当事者やその家族と従事者が悩みを共有し、情報交換を行うことで参加者のストレス軽減の場とする。	認知症の当事者、その家族及び従事者	地域包括	●	●	●	●					●	●	●
元気あっぷサポーター養成講座	住民同士の支え合いの場を設け、介護予防を推進するため、地域単位で開催されるサロンの運営人材の育成	▼精神的に不安定など気になる高齢者を従事者が発見した時に情報提供してもらい、早期に自殺の原因になる情報をキャッチする。	サロン参加高齢者及びその従事者	地域包括	●	●	●	●					●	●	●
高齢者虐待防止ネットワークの運営	地域包括支援センターや介護保険事業所、保健所、民生委員などの関係機関で構成するネットワーク構成員において虐待の早期発見に努め、高齢者や養護者への支援	▼高齢者ケアを行う家族の負担が大きい場合は、共倒れが生じる危険性があるため、ネットワーク構成員により、懸念のある世帯の情報を提供してもらい早期介入を行う。	高齢者虐待防止ネットワーク構成員	地域包括	●	●	●	●					●	●	●
SOS ネットワークの運営	認知症等により徘徊が懸念される高齢者の情報を予め登録し、徘徊発生時に警察や消防、介護保険事業所等で構成するネットワーク構成員に情報提供し行方不明高齢者の早期発見	▼認知症のケアをする家族にかかる負担は大きなものがあり、介護の中で共倒れに至る危険性があるため、懸念のある世帯については、担当部署と情報共有のうえ、異変があった際は早期介入を行う。	SOS ネットワーク構成員	地域包括	●	●	●	●					●	●	●
障害福祉計画策定・管理事業	障害者計画及び障害福祉計画の進行管理を次期障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定	▼障害者福祉事業と自殺対策事業との連携可能な部分の検討を進めることにより、両事業のさらなる連携の促進を図る。	障がい者	保健福祉課 保健福祉G 福祉係	●								●	●	●
障害児支援に関する事務	児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障害児相談支援	▼障がい児を抱えた保護者への相談支援の提供は、保護者に過度な負担が掛かるのを防ぎ、結果として保護者の自殺リスクの軽減にもつなげる。	障がい者 家族等	保健福祉課 保健福祉G 福祉係	●			●	●	●	●	●			
訓練等給付に関する事務	自立訓練・就労移行支援・就労継続支援A型B型・共同生活援助等の訓練給付	▼障がい者の抱える様々な問題に気づき、適切な支援先へつなげる上での最初の窓口となり、自殺リスクの軽減につなげる。	障がい者 家族等	保健福祉課 保健福祉G 福祉係	●			●	●	●	●				
障害者相談員による相談業務	行政より委託した障害者相談員による相談業務	▼各種障がいを抱えて地域で生活している方は、生活上の様々な困難に直面する中で、自殺のリスクが高まる場合もあり、察知・把握したときに適切な支援先につなぐ等、相談員がつなぎ役としての役割を担う。	障がい者 家族等	保健福祉課 保健福祉G 福祉係	●				●	●	●				
発達障害相談センターの相談事業	発達障害のある方とその家族・支援者からの相談対応	▼発達障害を抱えた人や家族は、日常生活で様々な生きづらさを抱え、自殺リスクの高い方もおり、相談の機会があることで、相談者の抱える問題を把握し、適切な支援機関につなぐ機会とする。	対象児家族等	保健福祉課 保健福祉G 福祉係	●				●	●	●				
障害者基幹相談支援センター事業	障がい者等の福祉に関する様々な問題について障害者（児）及びその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行う。加	▼委託先のセンターで相談対応にあたる職員との情報交換の中で、問題を抱えている場合には適切な窓口へつなぐ等、職員の相談対応の強化につなげる。	障がい者 家族等	保健福祉課 保健福祉G 福祉係	●			●	●	●	●				

	えて、関係機関との連絡調整、その他障がい者等の権利擁護のために必要な、相談支援の基幹となる相談支援センターを運営																		
民生委員・児童委員事務	民生委員・児童委員による地域の相談・支援	▼民生委員・児童委員には、同じ住民という立場から気軽に相談できるという強みがあるため、地域で困難を抱えている人に気づき、適切な相談機関につなげる上で、地域の最初の相談窓口となる。	全町民	保健福祉課 保健福祉G 福祉係	●					●	●	●	●						
保護司会補助金	地域の保護司会の健全な運営を図るため、各保護司会に対し補助金を支給	▼犯罪や非行に走る人の中には、日常生活上の問題のほか、家庭や学校の間関係にトラブルを抱えており、自殺のリスクが高い方も少なくないため、保護司が適切な支援先へとつなぐ等の対応を取る。	全町民	保健福祉課 保健福祉G 福祉係	●					●	●	●							
地域包括支援センター運営事業	名寄市立総合病院からのリハビリ専門職(理学療法士・作業療法士)の派遣	▼専門職が訪問などを行う中で、要支援高齢者の抱える問題や異変を察知した際には、地域包括へ報告を行う。	要支援高齢者	地域包括	●	●				●	●	●	●						

## オ みんなでつくる自立したまち

事業名	事業概要	自殺対策の取組 を推進するために行うこと	主な対象	担当 課・係	基本施策				重点施策										
					ネットワー ク	人材育成	啓発と周知	生きる支援	児童生徒	子ども・若者	成人・就労者	高齢者	災害時						
行政の情報提供・広聴に関する事務 (広報等による情報発信)	・行政に関する情報・生活情報の掲載と充実 ・ホームページ、防災情報端末機、Facebook、Instagramによる情報発信 ・広報誌等の編集・発行	▼住民が地域の情報を知る上で最も身近な情報媒体であり、自殺対策の啓発として、総合相談会や居場所活動などの各種事業・支援策などに関する情報を直接住民に提供する機会とする。	全町民	企画商工観光課 企画G 広報統計係	●		●												●
暮らしの便利帳の発行	行政のしくみや役場における各種手続き方法、助成制度などの情報のほか、暮らしに役立つ生活情報を掲載し、発行	▼暮らしの便利帳の中に、様々な生きる支援に関する相談先の情報を掲載することで、住民に対して情報周知を図る。	全町民	企画商工観光課 企画G 広報統計係	●		●				●	●	●						
広報・公聴活動事業	住民からの要請により、職員が地域に出向いて行政に関する情報を分かりやすく伝えとともに、住民の意見や提言などを伺いながら、ともにまちづくりを考えていくために、双方向型の広報・広聴を行い、住民の声を行政施策に反映	▼「ゲートキーパーの役割」や「地域自殺対策の取組」等をメニューに加えることで住民への啓発の機会をつくる。	全町民	企画商工観光課 企画G 広報統計係	●	●	●				●	●	●						
職員の研修事業	全職員を対象とした職員研修	▼職員研修に自殺対策に関する研修を導入する。	全職員	総務課 総務G	●	●								●					
適正な課税と公平な徴収の推進	納税相談	▼納税相談に訪れ、生活面で深刻な問題を抱えている人に対し、必要に応じて他の相談窓口を案内する。	納税者	住民生活課 税務G	●		●	●											
職員の健康管理事務	職員の心身健康の保持/健康相談/健診後の事後指導/ストレスチェック	▼職員の心身両面における健康の維持増進を図る。	全職員	総務課 総務G	●	●	●	●						●					

## 第4章 評価指標

### 1 評価指標

計画の推進における効果検証のために評価指標を設定します。

#### (1) 自殺対策全体の目標

評価指標	現状値（令和4年）	目標値（令和10年）
自殺者数	3人	0人
男性自殺者数	3人	0人
女性自殺者数	0人	0人

#### (2) 基本施策に対する指標

施策に対する指標	事業内容	現状 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)
①地域におけるネットワークの強化	自殺対策推進本部会議の開催	未実施	年1回
②自殺対策を支える人材の育成	ゲートキーパー養成講座の開催	未実施	年1回
	アンケート回答率 (自殺対策の理解が深まった)	—	80%以上
③住民への啓発と周知	自殺予防に関する情報提供 (町広報、ホームページ、SNS、情報端末機、かいらん)	実施	年1回
	リーフレットやポスターの設置	実施	通年
④生きる事の促進要因への支援	心の健康相談	実施	年1回以上
	相談機関に関する周知 (町広報・ホームページ・リーフなど)	実施	年1回
⑤児童生徒のSOSの出し方に関する教育	子どもに関わる各種団体との連携強化	未実施	年1回

#### (3) 重点施策に対する指標

施策に対する指標	事業内容	現状 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)
①子ども・若者に対する自殺対策の推進	自殺対策に質する教育及びSOSの出し方教育の実施	未実施	年1回以上
②成人就労者への支援 ・働く人に対する自殺対策の推進 ・生活困窮者に対する支援と自殺対策との連動	商工会で実施する中小企業が行う各事業の機会を利用して、過労死対策やメンタルヘルス対策の普及を図る	未実施	年1回
	民生委員・児童委員における相談・支援状況に関する情報交換	実施	年1回以上
	相談窓口の周知	実施	通年
③高齢者の自殺対策の推進	地域ケア会議での高齢者の見守り	実施	実施
	民生委員・児童委員による声かけ	実施	年1回以上

## 第5章 自殺対策の推進体制

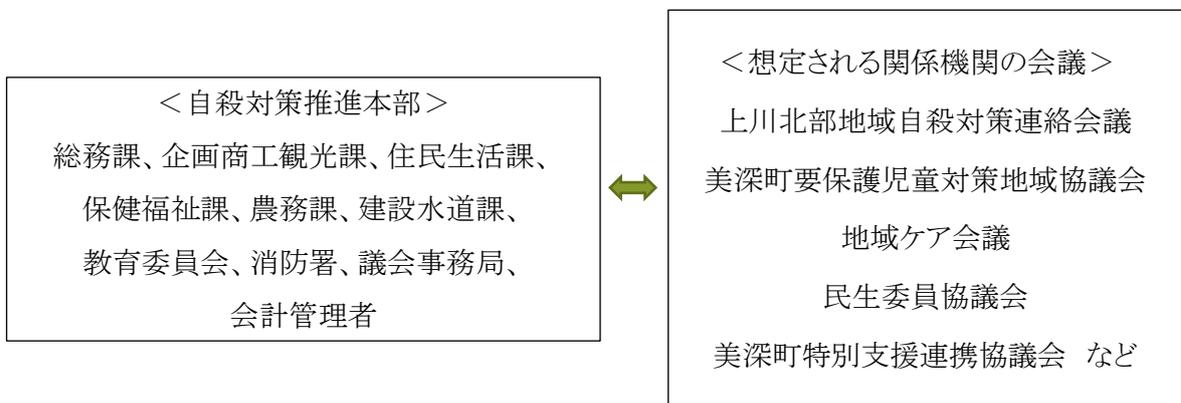
### 1 自殺対策推進体制

#### (1) 自殺対策推進本部

町における自殺対策を総合的に実施できるよう庁内関係部署の連携強化を図り、共通認識を持ちながら具体的な施策・事業の展開に向けた横断的な体制を推進します。

本部長	町長
副本部長	副町長、教育長
部員	総務課長、企画商工観光課長、住民生活課長、保健福祉課長、農務課長、建設水道課長、議会事務局長、会計管理者、教育次長、消防署長

また、上川北部自殺対策連絡協議会、美深町要保護児童対策協議会、地域ケア会議等、道の自殺対策会議や町、関係機関等による会議との連携を取りながら、自殺対策の取組を促進するために、顔の見える関係の構築を目指します。



## 「ゲートキーパー」とは



「ゲートキーパー（門番）」とは、悩んでいる人に気づき、声をかけて話を聞き、必要な支援につなげ、見守る人のことです。

### 気づき

家族や仲間の変化に気づいて声をかける

### 傾聴

本人の気持ちを尊重し、耳を傾ける

### つなぎ

早めに専門家に相談するように促す

### 見守り

温かく寄り添いながらじっくりと見守る

\*内閣府ゲートキーパー養成講座研修用テキスト

(相談機関一覧)

## 主な相談窓口一覧

最新の情報は各相談窓口の  
サイトをご確認ください



ひと、くらし、みらいのために  
厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

令和5年8月1日現在

もしあなたが先の見えない不安や、生きづらさを感じるなどの様々な  
こころの悩みを抱えていたら、その悩みを相談してみませんか。  
電話では相談しづらい方には、LINEなどのSNSでも相談できます。



### 電話相談

裏面の「地域の相談窓口」「SNS相談窓口」もご覧ください

#### #いのちSOS (NPO法人 自殺対策支援センターライフリンク)

専門の相談員が、必要な支援策などについて一緒に考えます。

☎ **0120-061-338** おもい ささえる

<https://www.lifelink.or.jp/inochisos/>



#### よりそいホットライン (一般社団法人 社会的包摂サポートセンター)

24時間対応

どんなひとの、どんな悩みにもよりそって、一緒に解決できる方法を探します。

- ・暮らしの悩みごと ・悩みを聞いて欲しい方
- ・DV・性暴力などの相談をしたい方 ・外国語による相談をしたい方 など

☎ **0120-279-338** つなぐ ささえる

<https://www.since2011.net/yorisoi/>



#### いのちの電話 (一般社団法人 日本いのちの電話連盟)

☎ **0120-783-556**

☎ **0570-783-556** ナビダイヤル (受付センターに順次おつながります)

[https://www.inochinodenwa.org/?page\\_id=267](https://www.inochinodenwa.org/?page_id=267)



#### チャイルドライン (NPO法人 チャイルドライン支援センター)

18歳までの子どもがかけられる電話です。チャットでの相談も受け付けています。

☎ **0120-99-7777**

<https://childline.or.jp/index.html>



#### こころの健康相談統一ダイヤル (地方自治体の窓口)

相談対応の曜日・時間は  
自治体によって異なります。

電話をかけた所在地の都道府県・政令指定都市が実施している「こころの健康電話相談」  
等の公的な相談機関に接続します。

☎ **0570-064-556** おこなおう まもろうよ こころ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/seikatsuhogo/jisatsu/kokoro\\_dial.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/jisatsu/kokoro_dial.html)



お問い合わせ相談窓口 美深町保健センター TEL 01656-2-1685

## 地域の相談窓口

表面の「電話相談窓口」もご覧ください



### 支援情報検索サイト

どこに相談したらいいかわからない時は**支援情報検索サイト**にて**地域別、方法別、悩み別**に相談窓口を検索することができます。

<http://shienjoho.go.jp/>



## SNS相談窓口

表面の「電話相談窓口」もご覧ください

### NPO法人 自殺対策支援センター ライフリンク



「生きづらびっと」では、SNSやチャットによる自殺防止相談を行い、必要に応じて電話や対面による支援や居場所活動等へのつなぎも行います。

LINE  
@yorisoi-chat



Webからの相談  
<https://www.lsystem.org/web>



チャット  
<https://yorisoi-chat.jp/>



### NPO法人 東京メンタルヘルス・スクエア

「こころのほっとチャット」では主要SNS（LINE、Facebook）およびウェブチャットから、年齢・性別を問わず相談に応じています。



LINE・Facebook @kokorohotchat  
ウェブチャット [https://www.npo-tms.or.jp/public/kokoro\\_hotchat/](https://www.npo-tms.or.jp/public/kokoro_hotchat/)

LINE



Facebook



ウェブチャット



### NPO法人 あなたのいばしょ

年齢や性別を問わず、誰でも無料・匿名で利用できるチャット相談窓口です。  
(24時間365日)

チャット  
<https://talkme.jp/>



### NPO法人 BONDプロジェクト

10代20代の女性のためのLINE相談を実施しています。

LINE  
@bondproject



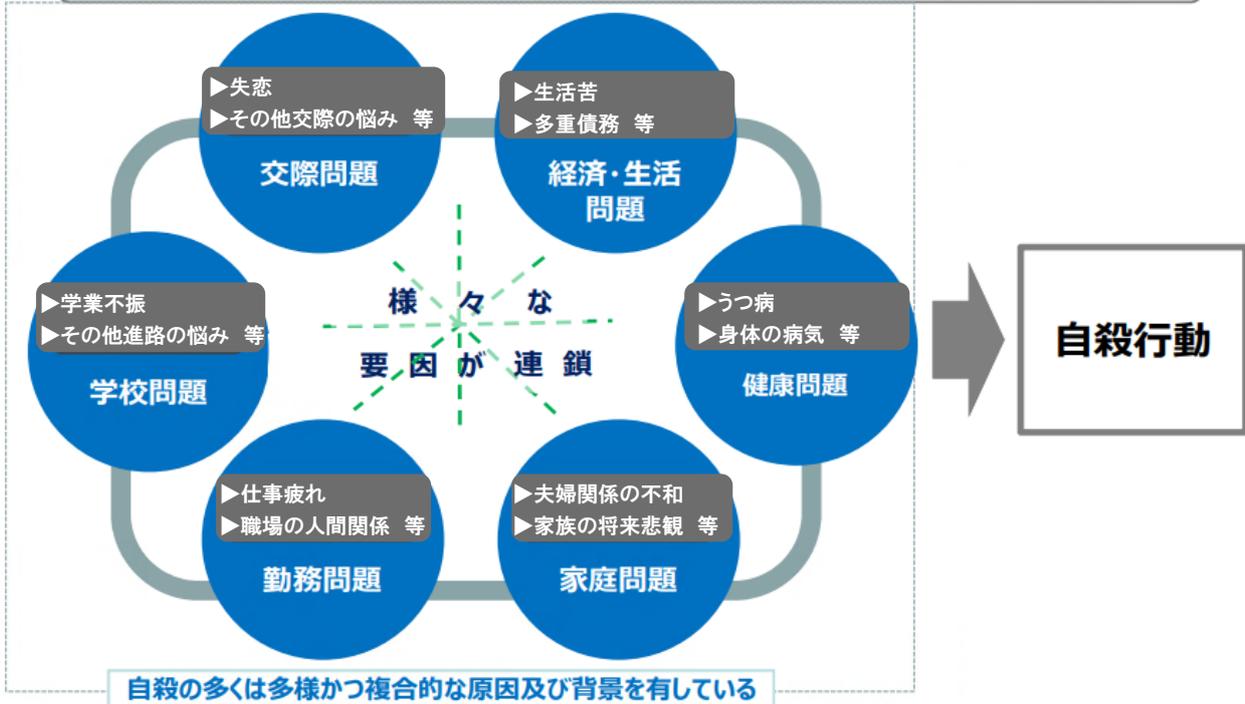
お問い合わせ相談窓口 美深町保健センター TEL 01656-2-1685

参考資料

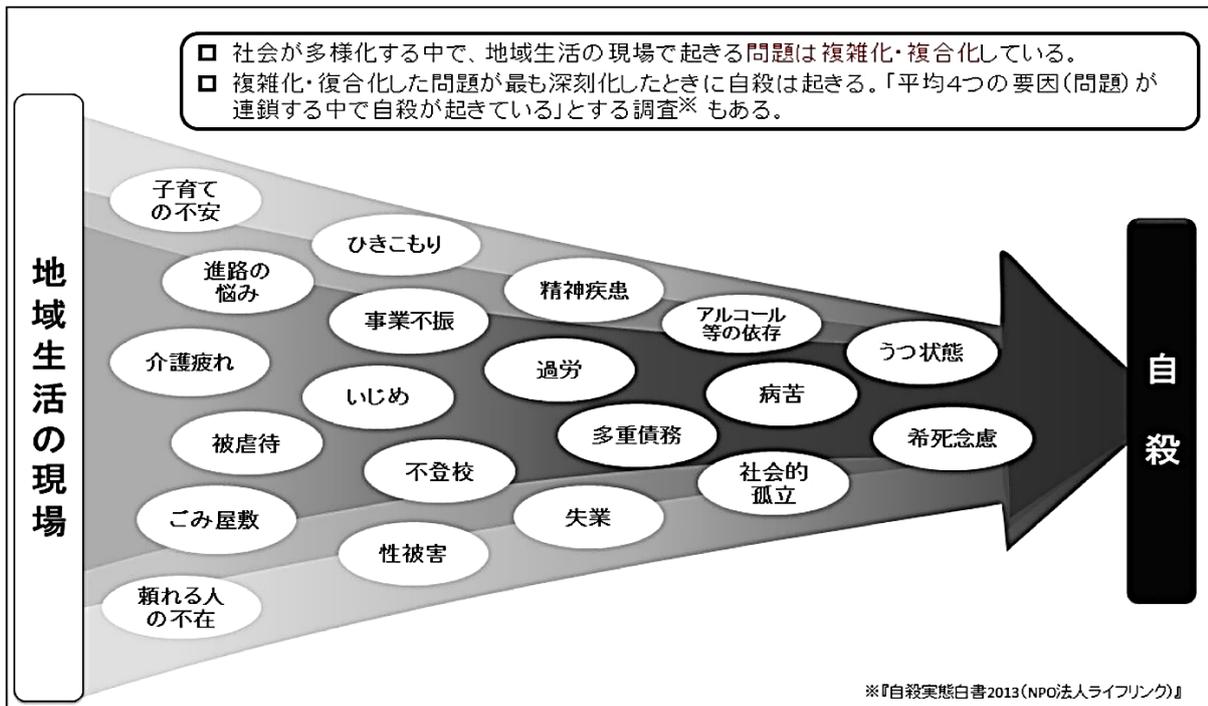
資料1 自殺の原因背景について  
 (令和4年中における自殺の状況・厚生労働省自殺対策推進室/警察庁生活安全局安全企画課)

## 自殺の原因・背景について

➤ 自殺の多くは多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因が連鎖する中で起きている。  
 (「経済・生活問題」や「家庭問題」等、他の問題が深刻化する中で、これらと連鎖して、うつ病等の「健康問題」が生ずる等)



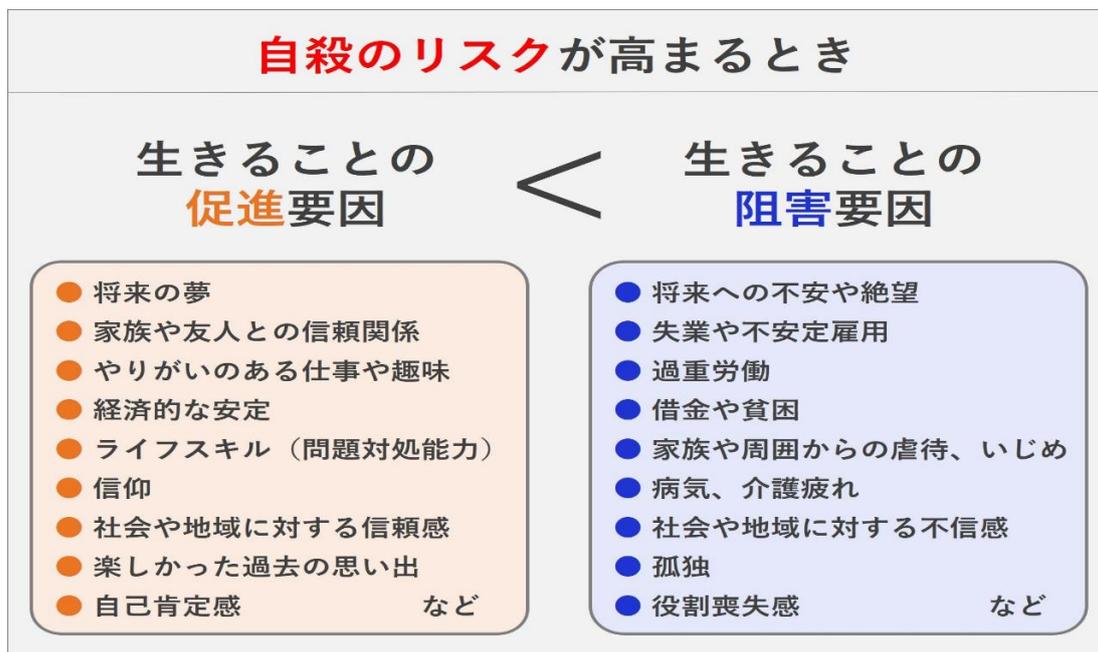
資料2 自殺の危険要因イメージ図  
 (いのち支える自殺対策推進センター・厚生労働省資料「市町村自殺対策計画策定の引用」より引用)



※『自殺実態白書2013(NPO法人ライフリンク)』

自殺の危機要因イメージ図 (厚生労働省資料「市町村自殺対策計画策定の手引」より引用)

資料3 自殺のリスクが高まるとき  
(いのち支える自殺対策推進センター)



資料4 三階層自殺対策連動モデル（TISモデル）  
(いのち支える自殺対策推進センター)



三階層自殺対策連動モデル（自殺総合対策推進センター資料）

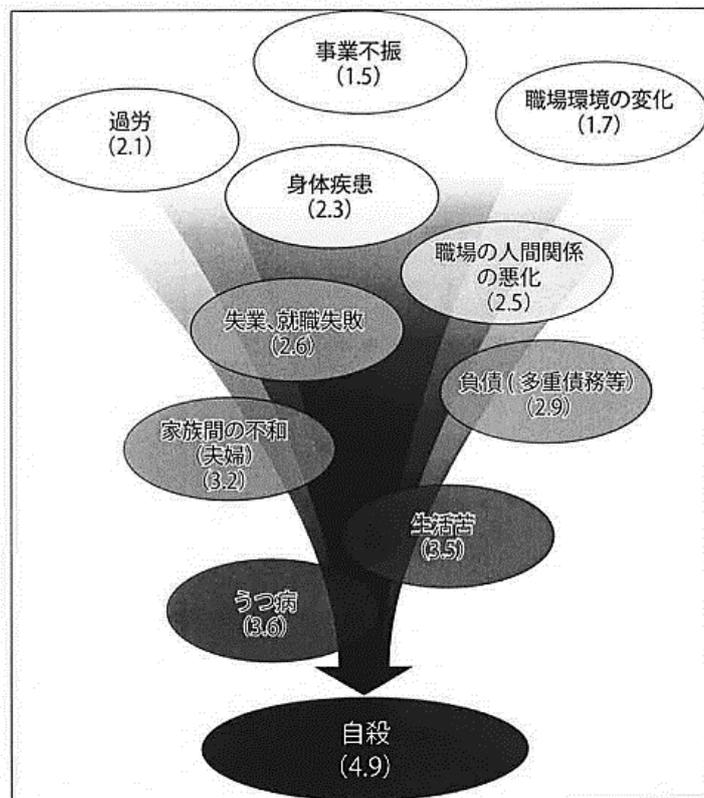
資料5 自殺に至るまでの期間について（自殺の10大危機要因の連鎖図）  
 遺族への聞き取り調査から、自殺の危機要因となり得るものは69個であり、下記の危機要因の連鎖図（ ）書き内の数字は、危機要因上位10個と出現した順番の平均値。数値が高い程、追い詰められた状況を示す。（自殺実態白書2013 NPO法人ライフリンク発行）

「全体（502人）」の危機要因の連鎖図



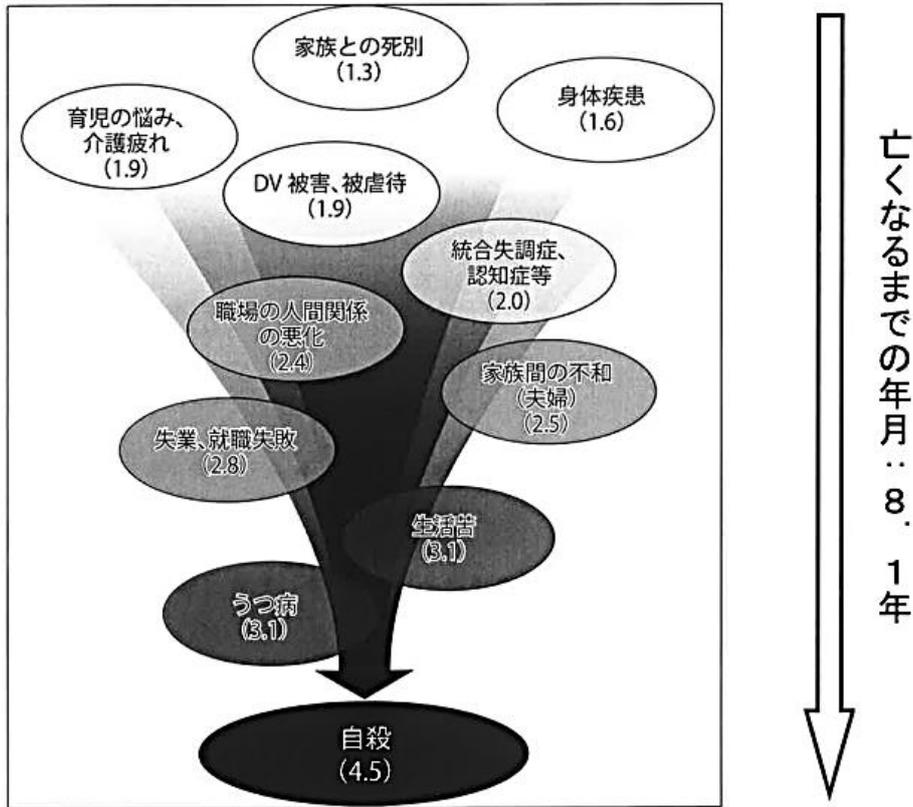
亡くなるまでの年月：5年

「男性（343人）」の危機要因の連鎖図



亡くなるまでの年月：3.8年

「女性（159人）」の危機要因の連鎖図



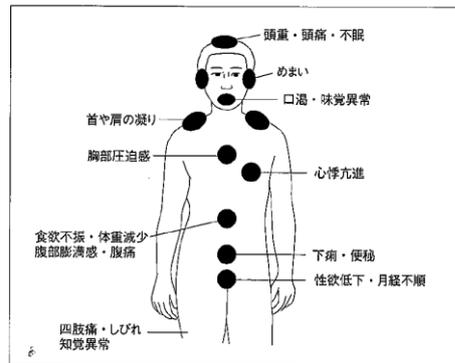
資料 6 自殺予防の十箇条  
(厚生労働省・中央労働災害防止協会)

自殺予防の十箇条

(次のようなサインを数多く認める場合は、自殺の危険が迫っています。早い段階で専門家に受診させてください)

- 1 うつ病の症状に気をつける
- 2 原因不明の身体の不調が長引く
- 3 酒量が増す
- 4 安全や健康が保てない
- 5 仕事の負担が急に増える
- 6 職場や家庭でサポートが得られない
- 7 本人にとって価値あるものを失う
- 8 重症の身体の病気にかかる
- 9 自殺を口にする
- 10 自殺未遂に及ぶ

うつ病の身体症状



出典：渡辺昌祐「うつ病は治る」(保健同人社、2000)

引用：厚生労働省・中央労働災害防止協会

## 目次

第1章 総則（第1条—第11条）

第2章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第12条—第14条）

第3章 基本的施策（第15条—第22条）

第4章 自殺総合対策会議等（第23条—第25条）

附則

### 第一章 総則

#### （目的）

第1条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

#### （基本理念）

第2条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

#### （国及び地方公共団体の責務）

第3条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

#### （事業主の責務）

第4条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### （国民の責務）

第5条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

#### （国民の理解の増進）

第6条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

#### （自殺予防週間及び自殺対策強化月間）

第7条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は9月10日から9月16日までとし、自殺対策強化月間は3月とする。

- 3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。
- 4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第8条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和22年 法律第26号）第1条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第17条第1項及び第3項において同じ。））、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穏への配慮)

第9条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第10条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第11条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

## 第2章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第12条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第23条第2項第1号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第13条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県 自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第14条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

## 第3章 基本的施策（調査研究等の推進及び体制の整備）

第15条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第16条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第17条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵かん養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第18条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第19条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第20条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第21条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第22条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### 第4章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第23条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。

二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第24条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

- 3 委員は、厚生労働大臣以外の国务大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。
- 4 会議に、幹事を置く。
- 5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。
- 6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第25条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする



---

美深町保健福祉課保健福祉グループ

〒098-2252 北海道中川郡美深町字西町 18 番地

電話(01656)2-1685 FAX(01656)2-1626

Eメール:b-hoken@town.bifuka.hokkaido.jp

---